

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市民と市が協働して行政運営を推進するため、行政パートナー及びまちづくりサポーター（以下「協働者」という。）制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市民 市内に居住する個人、市内に通勤、若しくは通学する個人又は市内に活動拠点を置く団体。ただし、未成年者の場合は、親権者等の法定代理人の同意を得るものとする。
- (2) 協働業務 協働者の有する知識、経験及び能力を活かせる業務であり、実施することにより市民と市の協働による効果の拡大を期待できるもの
- (3) 行政パートナー 協働業務を継続的に市職員とともに行おうとする市民
- (4) まちづくりサポーター 協働業務を断続的に市職員とともに行おうとする市民

2 前項の行政パートナー又はまちづくりサポーターとは、次に掲げる者については対象としない。

- (1) 国会議員及び地方公共団体の議会議員の職にある者
- (2) 自己、特定の者、団体のみの利益を図る者又は団体
- (3) 特定の政党の利害に関する活動をしようとする者又は団体
- (4) 特定の宗教を支持し、信仰を強要しようとする者又は団体
- (5) その他市長が適当でないと認める者又は団体

(登録等)

**第3条** 協働者は、有田市協働推進事業登録申請書（第1号様式）を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類により前条の規定に適合すると認めるときは、登録通知書（第2号様式）により通知するとともに有田市協働推進事業登録名簿（第3号様式）に登録するものとする。

3 協働者が登録期間内において次のいずれかに該当したときは、市長は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項に該当しないと認められるとき。
- (2) 第2条第2項に該当すると認められるとき。

4 前項の場合において、登録を取り消された者は、登録通知書を速やかに市長に返還しなければならない。

(名簿登録の有効期限)

**第4条** 名簿登録の有効期限は、登録した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。  
ただし、登録者からの登録延長申請書(第4号様式)により申し出があるときは、登録期間を延長することができる。

(登録の変更等)

**第5条** 第3条第2項の規定による登録を受けた者は、登録内容に異動が生じたときは有田市協働推進事業変更登録申請書(第5号様式)又は登録抹消申請書(第6号様式)により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する登録の抹消の申請があったときは、登録を抹消するものとする。

(協働者の決定)

**第6条** 市長は、第3条の規定による申請をした者の中からまちづくりサポーターを決定し、また、行政パートナーについては選定委員会に諮り、決定する。

(協働業務の選定)

**第7条** 協働者又は市職員から協働業務について提案があった場合は、経営管理部経営企画課において選定委員会に諮り、決定する。

(選定委員会)

**第8条** 選定委員会の構成員は、副市長、経営管理部長、その他の委員とし、必要に応じて、職員のうちから市長が任命する。

2 選定委員会に会長を置き、会長は、副市長をもって充てる。

3 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協働で実施することが適当な継続的な業務の選定に関すること。
- (2) 協定書案の作成に関すること。
- (3) 協働者の選定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、制度の円滑な実施に必要な事項に関すること。

(協定の締結等)

**第9条** 第6条の規定により、行政パートナーとして選定された者は、業務の内容等について有田市協働推進事業に関する協定書(第7号様式)により市長と協定を結ばなければならない。また、まちづくりサポーターとして選定された者には、市長から認定書(第8号様式)を交付する。

(庶務)

**第10条** 行政パートナー及びまちづくりサポーターの事務については所管課が担当し、制度の円滑な実施のために必要な所管課との連絡調整に関する庶務は、経営管理部経営企画課において処理する。

(法令等に従う義務)

**第11条** 協働者は、その活動をするにあたって、法令、条例、規則等に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

**第12条** 協働者は、市に対する市民の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

**第13条** 協働者は、活動をする上で知り得た秘密を漏らしてはならない。登録期間の終了又は登録の取消しにより、活動を行わなくなった後も、また、同様とする。

(個人情報の保護)

**第14条** 協働者は、活動に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(補則)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

## 付 則 (平成26年3月31日訓令第7号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。